

公 告

次のとおり**総合評価落札決定方式**による条件付一般競争入札を執行するので、庄原市条件付一般競争入札実施要綱第6条の規定により公告する。

令和8年1月20日

庄原市長 八谷 恭介

記

1. 入札物件

東城ストックヤード施設新築工事 <庄原市東城町久代>

予定価格 ￥153,700,000- (税抜)

工期 庄原市議会議決の日から 令和8年12月25日まで

※本案件においては**低入札価格調査制度**を適用し、総合評価において最も評価値の高い者の入札額が失格基準価格以上かつ調査基準価格未満の場合、適切な施工を行うために必要な調査を行うこととし、調査において適切な施工を行うことができると本市が認めた場合において落札決定するものとする。

なお、失格基準価格未満の入札をした者は失格とし、これらの価格は開札まで非公開とし、開札後に公表する。

調査基準価格の算出式は下記のとおりとし、この式によって算出された価格が上記予定価格の85%～92%の範囲内となれば、その価格に決定する。この範囲内とならない場合は、範囲内となるよう価格を調整後、決定する。

算出式：直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×68%

低入札価格調査制度における具体的な事項については、「庄原市が実施する条件付一般競争入札に参加する際の注意事項」に記載しているので、よく参照のうえ入札に取り組むこと。

2. 入札に参加できる者の条件

次の事項のいずれにも該当する者であること。

- (1) 庄原市において、建設工事の入札参加資格を有する者
- (2) 対象工事に係る業種「建築一式工事」について、本社または契約権限を有する支店・営業所等を広島県北部建設事務所管内に有する者
- (3) 庄原市内に本社または営業所等を有する者は、令和7年度庄原市建設工事入札参加者名簿「建築一式工事」に記載されているランクがAであること
- (4) 庄原市内に本社または営業所等を有する者は、令和7年度庄原市建設工事入札参加者名簿「建築一式工事」に記載されている平均完工事高が、本案件の予定価格以上(税抜)以上あること
- (5) 庄原市外に本社または営業所等を有する者は、直近の経営事項審査結果通知書において、「建築一式工事」の年平均完工事高が本件の予定価格(税抜)以上あること
- (6) 庄原市外に本社または営業所等を有する者は、過去10年間において、「国土交通省告示第15号、業務報酬基準(設計料算定基準)別添2 建築物の用途等による類別 2から12に該当する建築物」(表1)に示す種別の建築物の施工実績(新築、改築、増築または改修に限り、延べ面積、木造・非木造の別は問わない。)を元請として有していること。(共同企業体としての施工実績は、出資比率30%以上のものに限る。)
- (7) 対象工事の公告日から入札日までの間のいずれの日においても、広島県建設業者等指名除外要綱または庄原市建設業者指名除外基準要綱(平成17年庄原市告示第131号)の各規定による指名除外を受けていない者
加えて建設業法(第28条第3項または第5項)の規定による営業停止処分を受けていない者
- (8) その他庄原市条件付一般競争入札実施要綱第3条の規定による
…「庄原市が実施する条件付一般競争入札に参加する際の注意事項」内の、<入札に参加するための資格について>を参照してください。

3. 入札の執行方法

電子入札システムによる。なお書面による参加は、電子入札システムの利用登録をしている者においてパソコン機器等の不具合が起こる等、止むを得ない事情がある場合のみに認める。電子入札システムの利用登録をしていない者の入札参加は認めない。

4. 落札者の決定

本件は、入札時に技術資料の提出を受け、庄原市契約規則第32条の規定に基づいて決定された予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札をした者のうち、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も評価の高い者(以下「評価値の最も高い者」という。)を落札者とする。

評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子入札システムにおける電子くじにより落札者を決定する。

入札に参加するために必要な資格のない者のした入札は、無効とする。

5. 入札参加申請時に必要とする書類

| 提出資料 | 様式 | 記載及び内容に関する留意事項 |
|---|-----------|--|
| 配置予定技術者調書 | 様式 第1号 | <p>本件に配置する予定の技術者の資格等について記入すること。</p> <p>添付書類として、配置予定技術者の検定合格証明書等、監理技術者資格者の場合は資格者証の写し（表・裏）を添付すること。監理技術者以外の場合は、その者が会社に所属している証明（所属会社の雇用証明書等）を添付すること。</p> |
| 建設業退職金共済制度または同様の共済制度への加入状況を示す書類 | — | <p>建設業退職金共済制度への加入については、直近の経営事項審査結果通知書に記載されている内容により確認するので、本通知書の写しを提出すること。</p> <p>本制度以外の共済制度へ加入している場合は、その加入を証明する書類の写しを提出すること。</p> |
| 建築物の施工実績を証明する書類 →平成27年4月1日以降において、「国土交通省告示第15号、業務報酬基準（設計料算定基準）別添2 建築物の用途等による類別2から12に該当する建築物」（※詳細は本公告文末にある別紙資料を参照のこと）に示す種別の建築物の施工実績（新築、改築、増築または改修に限る。なお、木造・非木造の別は問わず、共同企業体としての施工実績は、出資比率30%以上のものに限る。）を示す書類 | — | <p>1部（1工事分）提出すること。</p> <p>（書類の例）…コリンズの竣工時カルテ、自治体が発行する施工実績証明等</p> <p>なお本書面により「8. 総合評価に関する事項」における入札参加者の施工実績を判定する。</p> |
| 直近の経営事項審査結果通知書の写し | — | 1部提出すること。 ※庄原市内に本社を有する場合は提出の必要はありません。 |

6. 入札書提出時に必要とする書類

| 提出資料 | 様式 | 記載及び内容に関する留意事項 |
|----------------------|------------------------|--|
| 1. 施工上の留意点について | 様式 第6号 | 本件を施工するうえでの留意点（鉄骨工事の現場での施工に係る品質の取組みに関する方策、実施方法）について、現場状況を踏まえたうえで「留意すべき点」、「その点を選択した理由」、「その対策方法」について、具体的に記載すること。 |
| 2. 地域に精通した企業力の活用について | 工事費内訳書(任意の様式)をベースとして作成 | 本工事における部分ごとの工事の施工予定者(社)の計画を可能な限り精査・検討し、具体的に記載すること。 この記し方としては、本工事における工事費内訳書をベースとして(様式は任意とする。)、各部分工事を施工する者(業者)の予定を明記し、下記①、②、③において「積算工事金額(直接工事費ベース)」、「全体工事額に占める割合」を集計して明記すること。 ① 直接自社において施工する工事 ② 庄原市内に本社を置く業者において施工する工事 ③ ①、②以外の工事 |
| 3. 工事費内訳書(任意の様式) | 任意の 様式 | 内訳書に記載した金額と入札書の金額は一致させること。一致しない場合は、入札を無効とする。 なお、工事内訳書を提出しない者は、入札に参加することができない。 |

<提出書類の体裁について>

「1. 施工上の留意点について」の書類については、下記のとおり書類の枚数・サイズ制限、文字サイズの制限を行い、これを遵守しない場合は、技術評価点から5点を減点するので注意すること。

- ・提案書類の枚数…上限を1枚とする。(両面印刷不可)
- ・書類のサイズ…A4(様式第6号を用いること)
- ・文字サイズ…10.5ポイント以上

*様式については庄原市ホームページ内、入札契約のページ → 各種様式（建設工事等の入札・契約関係 → 建設工事関係【3. 総合評価方式による入札関係の様式】に掲載しています。

7. 入札の日程等

| | 日時等 | 注意事項 |
|--------------|---|---|
| 入札参加申請 | 令和8年1月20日(火)～ 1月27日(火) 9:30～16:00 | 電子入札システムにて申請すること。 電子入札システムを利用ることができない者は、庄原市役所本庁管財課か最寄の支所へ書面にて申請すること。最寄の支所へ書面を提出した場合は、その旨を必ず本庁管財課へ連絡すること。 なお、参加申請時には、「6. 入札書提出時に必要とする書類」で示した書類を電子入札システムから申請する際にデータファイルとして添付するか、申請するのと同じタイミングで電子メールにて送付するか、またはその紙書類を持参すること。 |
| 入札参加資格審査結果通知 | 令和8年1月28日(水) 9:00～16:00 | 電子入札システムによって申請した者には電子入札システムによって通知し、書面にて申請した者には電子メールまたはFAXにて通知する。 |
| 仕様書閲覧日時・場所 | 令和8年1月20日(火) 公告開始時間より | 庄原市ホームページ「入札・契約のページ」にて、仕様書の電子データ(PDF形式等)を公開する。 |

| | | |
|---------------|--|--|
| 入札 日時等 | 令和8年2月18日(水) …9:00～17:00 2月19日(木) …9:00～16:00 | ○電子入札システムにより入札する場合 入札時に、「6. 入札書提出時に必要とする書類」で示した書類について、「工事費内訳書」以外は、入札と同じタイミングで電子メールにて送付するか、またはその紙書類を持参すること。(注意:電子入札システムから提出しないこと。)「工事費内訳書」については、電子入札システムから提出すること。 ○書面によって入札に参加する場合 上記期間内に庄原市役所管財課へ入札書を封書に封印して持参すること。(郵送による入札は認めない。)その際、「6. 入札書提出時に必要とする書類」で示した書類について、封書に封印して入札書と一緒に提出すること。 |
| 開札 日時等 | 令和8年2月20日(金) 9:00～12:00 | 電子入札システムにより入札参加者に開札結果を通知する。開札段階では、まだ落札者は決定せず、入札を保留した状態とする。 |
| 総合評価 評価点審査 | 令和8年2月27日(金) | 提出された提案書等により、評価点の審査を行う。 |
| 落札決定 | 令和8年3月2日(月) 以降 | 開札結果は庄原市ホームページに公表する。なお左記に示す日程より早く決定することがある。 |

8. 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

次の評価項目について各評価基準に基づき加点する。

○施工能力、手持工事状況、社会性等

| 項目 | 評価内容 | 評価基準 | | |
|-------------------------|-------------------------------------|--|-----|----|
| | | 項目 | 配点 | 満点 |
| 1 庄原市内に本社 があるか | 庄原市内に本社がある業者に加点 | 市内に本社あり | 1 | 1 |
| | | 市内に本社なし | 0 | |
| 2 工事区域内に本 社があるか | 工事区域内(旧7市町単位)に本社が ある業者に加点 | 工事区域内に本社あり | 2 | 2 |
| | | 工事区域内に本社なし | 0 | |
| 3 直近の庄原市に おける受注状況 | $X \div Y$ にて算出された割合で判定 ([注1]参照) | 左記計算式の値が0～1 の場合 算式 = (1 - 計算値) × 3 ※小数点第4位を切捨 | 3～0 | 3 |
| | | 左記計算式の値が1 を超える場合 | 0 | |
| | | [注1] X = 各社の庄原市発注工事(入札分)における当該工種の現在手持工事高 Y = 各社の庄原市発注工事(入札分)過去5年間(令和2年度～令和6年度)における当該工種 工事の年平均受注高と、各業者に与えられている当該工種のランクごとの設定金額とを比 較して大きい方の金額 ○ランクの設定額 A : 120,000,000円 ※現在手持工事額は、各社においてまでに工事完了検査を終了しておらず、「7. 入札の日程 等」の「総合評価評価点審査」に示す日の時点において、受注している工事の総額とする。 ※災害復旧工事、小規模崩壊地復旧工事等、各種の復旧工事については、Xにおける手持工事 高のカウントから除外する。 | | |

| 項目 | 評価内容 | 評価基準 | | |
|---------------------------------|---|--------------------------------------|---------------------------|-------------|
| | | 項目 | 配点 | 満点 |
| 4 本案件に予定している主任技術者 | 主任技術者の保有資格により加点する ※配置予定技術者調書（様式第4号）の内容による | 保有資格 | 1級建築施工管理技士または1級建築士 | 0.5 |
| | | | 2級建築施工管理技士（種別：建築）または2級建築士 | 0.25 0.5 |
| 5 建設業退職金共済制度または同様の共済制度への加入状況 | 左記制度への加入状況に応じて加点する（本制度への加入については、令和7年3月または4月に庄原市へ提出の経営事項審査結果通知書に記載されている内容等による） | 加入あり 加入なし | 0.5 0 | 0.5 |
| | | | | |
| 6 指名除外措置の状況 | 案件の公告日より過去1年間において、庄原市より指名除外措置を受けた期間に応じて減点する | 指名除外を受けた総月数×0.5（減点） ※5点を減点の上限とする。 | - | - |
| | | | 計 | 7点満点 |

○施工計画

| 評価内容 | 評価基準 | 配点 | |
|--------------------|--|----|------|
| | | 項目 | |
| 1 過去の施工実績 | 過去の実績が、入札対象の建築物等の延べ面積に対し、どのくらいの規模であるか →延べ面積 886.56 m ² 以上…2点 延べ面積 443.28 m ² 以上 886.56 m ² 未満…1点 延べ面積 443.28 m ² 未満…0点 ※過去の実績とは、平成27年4月1日以降（10年以内を記載）の実績とする。 | 2 | |
| 2 施工に関する留意点 | 鉄骨工事の現場での施工に係る品質の取組みに関する方策、実施方法について、適切かつ明確に示されているかどうか →方策、実施方法について、適切かつ明確に示されている…2点 方策、実施方法について、適切に示されている…1点 方策、実施方法について示されているが、あいまいである…0点 | 2 | |
| 3 地域に精通した企業力の活用 | 全工事額（直接工事費ベース）において、自社にて直接施工もしくは庄原市内に本社を置く業者を下請けとして実施する工事費の割合（以下「本割合」という。）にて加点 →本割合 30%以上…2点 本割合 15%以上 30%未満…1点 本割合 15%未満…0点 | 2 | |
| | 計 | | 6点満点 |

（2）総合評価の方法

総合評価は、価格以外の要素における評価項目ごとの得点（加算点）と標準点（基礎点）を合計した点数（技術評価点）を、当該入札者の入札価格で除して算出した数値（評価値）をもって行ないます。

なお、標準点（基礎点）は一律100点とし、加算点の合計は評価類型に応じて設定します。（評価類型ごとの加算点は上記表内のとおりです。）

技術評価点：標準点（基礎点）+加算点（価格以外の評価点の合計点）

評価値：技術評価点÷当該入札者の入札価格（税抜、千万円単位）

(3) 提出書類の評価

提出された書類の審査・評価については、前記(1)の「入札の評価に関する基準」に基づき行うが、次の場合は入札を無効とし、審査・評価の対象としない。

- ・「5. 入札書提出時に必要とする書類」が提出されていない場合
- ・施工計画中の評価項目2「施工に関する留意点」において、0点の評価となる場合

(4) 提案内容の担保

総合評価において請負人が提案した事項については、確実にこれをすべて履行する必要があり、もし請負人の責任により、この内容を満たす施工が行なわれなかつた場合は、再度の施工又は修補を行うこと。再度の施工又は修補が行なわれなかつた場合は、契約金額の減額又は損害賠償の請求、また契約違反として取扱う場合がある。

したがって、書類への記載内容については十分な検討を行つたうえで記載し、検査時には適切な履行を行つた事実が確認できるものを提示できること。

9. 入札保証金 免除

10. 契約保証金 要

11. 支払条件 前払金：請負金額の40%以内とする
部分払：有(3回を上限とする)

12. 工事担当課 本庁 環境建設部 都市整備課 建築係 (連絡先：0824-73-1151)

13. その他

(1) 本件においては落札者と当初仮契約を締結し、「庄原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(平成17年庄原市条例第226号)第2条の規定による庄原市議会の議決を経たとき、これを本契約とする。

(2) 本件入札は庄原市契約規則、庄原市建設工事執行規則、庄原市条件付一般競争入札実施要綱及び庄原市電子入札実施要領の規定による。

(3) 本件は工事の品質確保、向上を図り、工事目的物の性能の向上、長寿命化・維持管理費の縮減・施工不良の未然防止等による統合的なコスト縮減を図ることを目的とし、総合評価落札決定方式による。

(4) 条件付一般競争入札のトップページ等にある「庄原市が実施する条件付一般競争入札に参加する際の注意事項」を参照した上で本件に取り組むこと。

入札に関する問合せ先：庄原市 総務部 管財課 契約係

(質疑書送付先) tel:0824-73-1203(直通) fax:0824-72-3322
e-mail:keiyaku@city.shobara.lg.jp

(別紙資料)

国土交通省告示第 15 号、業務報酬基準（設計料算定基準）別添 2 建築物の用途等による類別
2 から 12 に該当する建築物

| | 建築物の用途等 | |
|---------------|----------------------------|--|
| | 第 1 類（標準的なもの） | 第 2 類（複雑な設計等を必要とするもの） |
| 2 生産施設 | 組立工場等 | 化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等 |
| 3 運動施設 | 体育館、武道館、スポーツジム等 | 屋内プール、スタジアム等 |
| 4 業務施設 | 事務所等 | 銀行、本社ビル、庁舎等 |
| 5 商業施設 | 店舗、料理店、スーパーマーケット等 | 百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等 |
| 6 共同住宅 | 公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、寄宿舎等 | 分譲共同住宅等 |
| 7 教育施設 | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等 | — |
| 8 専門的教育・研究施設 | 大学、専門学校等 | 大学（実験施設等を有するもの）、専門学校（実験施設等を有するもの）、研究所等 |
| 9 宿泊施設 | ホテル、旅館等 | ホテル（宴会場等を有するもの）、保養所等 |
| 10 医療施設 | 病院、診療所等 | 総合病院等 |
| 11 福祉・厚生施設 | 保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター等 | 多機能福祉施設等 |
| 12 文化・交流・公益施設 | 公民館、集会場、コミュニティセンター等 | 映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等 |